

# 令和4年厚木市農業委員会8月定例総会議事録

日 時 令和4年8月25日 木曜日 午後1時30分から午後2時30分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫 (議長)

農業委員

1番 大 矢 和 人            2番 松 野        勝

3番 内 海 則 行            4番 新 藤 悦 子

5番 小 澤        隆            6番 梅 澤 清 子

7番 難 波 博 文            8番 井 上 謙 治

10番 松 前        進            11番 三 橋 澄 夫

12番 早 川        暁 (会長職務代理者)

欠席者 9番 山 川 宏 司

事務局出席者 事務局長 専任主幹 都市農業支援担当主幹 農地管理係主事

## 議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告11件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告11件)
- 3 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について (報告1件)
- 4 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)
- 5 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 6 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について (2件)
- 7 議案第38号 新規就農者の認定について (1件)
- 8 議案第39号 農用地利用集積計画の決定について (24件)
- 9 議案第40号 「令和5年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和5年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」について

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。  
これより、令和4年厚木市農業委員会8月定例総会を開会いたします。  
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、5番の小澤隆委員、6番の梅澤清子委員にお願いいたします。  
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。  
日程に入ります。  
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。  
今回報告する対象は、7月12日から8月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。  
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。  
法第4条につきましては、合計で7件、12筆、面積は2,656.20平方メートルでございます。  
法第5条につきましては、合計で4件、16筆、面積は2,634平方メートルでございます。  
法第4条及び第5条の総計は、11件、28筆、面積は5,290.20平方メートルでございます。  
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。  
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。  
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。  
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、7月12日から8月10日までに受け付け

したものでございます。それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は8人、農地の所有権を取得された相続人は11人、筆数は延べ53筆、面積は延べ33,366.08平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました、「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は1件です。

本証明につきましては、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買取りの申出を行う際に必要な証明となっております。

生産緑地の所有者は、都市計画法第20条第1項の告示の日から30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡し、若しくは農業に従事することを不可能にさせる故障が生じた場合、市長に買取りの申出をすることができることとされております。

証明願提出者は、恩名1丁目にお住まいのAさん。買取り申出を行おうとする生産緑地は栄町2丁目2筆及び恩名一丁目2筆、地目は田、畑及び宅地、合計面積は4,527.54平方メートルです。

この生産緑地を、Aさんの実父であるBさんが耕作しておりましたが、本年1月31日にお亡くなりになったことから、市長に買取り申出を行うため、本証明が必要になったものです。

本証明願を受け、7月27日、早川職務代理者及び新藤委員に確認したところ、当該生産緑地においてBさんが農業に従事していたことが確認できましたので、主たる従事者であった旨の証明書を8月1日付けで交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象となる農地は、中荻野字大畑1筆、登記地目は畑、面積は198平方メートルでございます。

渡人は三田南3丁目にお住まいのCさん、受人は中荻野にお住まいのDさんです。

代替地取得のための売買契約による所有権の移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター。

労働力につきましては、本人及び妻の2人です。

この案件は、農地法施行令第2条第3項第1号の草花等の栽培により、経営が集約的に行われることが政令で定める相当の事由として認められるため、農地法第3条第2項第5号の規定する、権利を取得しようとする者及び世帯員等の、取得後における耕作の事業に供すべき農地の合計が、下限面積となる25アール未満の場合の例外許可となります。

なお、農地法に規定する農作業従事要件の基準は満たしています。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、中依知字櫻樹1筆、登記地目は畑、面積は395平方メートルでございます。

渡人は中依知にお住まいのEさん、受人は中依知にお住まいのFさんです。

農業経営の安定を図るための世帯内贈与による所有権の移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び田植機等。

労働力につきましては、本人、父及び母の3人です。

なお、農地法に規定する農作業常時従事要件及び下限面積の基準は満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程4、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委

員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程4、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程5、議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象となる農地は、温水字沖田2筆、地目は2筆とも畑、合計面積は860平方メートルの内360.90平方メートルです。

申請人は恩名2丁目にお住まいのGさん外2人です。

本申請は、資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、用途地域が定められている区域内にある第3種農地です。

申請地周辺は、昭和52年3月30日に市街化区域に編入されるとともに、用途地域が第一種住居専用地域に指定されました。その後、昭和59年12月25日に市街化調整区域に編入、いわゆる逆線引きが行われた地域になっております。

通常市街化調整区域には用途地域は指定されませんが、市街化区域であった期間に、用途地域に合った建築物が多数建築されたこと等により、用途地域をなくしてしまうと影響が大きいとして、市街化調整区域ではありますが、現在は第一種住居地域という用途地域が残っている地域でございます。

申請人は、飯山で造園業を営む株式会社Hから、国道129号及び246号に近く、交通の便が良い申請地を苗木や鉢を置くための資材置場として貸してほしい旨の要望を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は駐車場及び畑、西側は畑、南側は東京電力の鉄塔及び水路、北側は駐車場に接しております。

土地利用計画図によりますと、北側駐車場敷地を一部進入路として利用し、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、鉢や植木を置くための置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、周囲に高さ1メートルの単管及び高さ50センチメートルの板土留を新設若しくは既存単管を利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、中依知字中林1筆、地目は畑、面積は459平方メートルです。

申請人は中依知にお住まいのIさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、圏央厚木インターチェンジの出入口から300メートル以内の第3種農地です。

申請人は、中依知で貨物自動車運送業を営む株式会社Jから、現在借りている駐車場が貸主の都合により利用できなくなってしまうため、現在の駐車場よりも事業所から近く、利便性が良い申請地を駐車場として貸してほしい旨の要望を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側及び北側は道路、西側及び南側は宅地に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側に幅5メートルのアスファルト舗装にて設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、車両7台分の駐車場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、西側の一部にコンクリートブロック2段積を新設するほか、既存ブロックや既存縁石を利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程6、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象となる農地は、中荻野字鷺坂1筆の一部、地目は畑、面積は1,884平方メートルです。

受人は、東京都中央区新富1丁目のK株式会社、代表取締役Lさん、渡人は飯山にお住まいのMさんです。

本申請は、所有権移転によるゴルフ場敷地改修のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ周辺農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は、主にゴルフ場の施設経営並びにゴルフ場コースの造成、整備等を請け負う法人で、ゴルフ場のコース改修に伴い、厚木市が計画する荻野運動公園の防災道路築造計画に合わせ、ゴルフ場外周に道路を建設し、ゴルフ場中央の既存の市道と当該道路を付け替えることで、コース利用の安全性を向上させるため、道路勾配を最も緩やかにできる申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側及び南側はゴルフ場敷地、西側は畑、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、敷地全体を最大5メートル盛土し、道路を築造しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置について、法面をコンクリート吹き付けで保護し、法下にU字溝を設け雨水等の流出を防ぐ計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、及川字落合6筆、地目は田及び河川、合計面積は3,265平方メートルです。

受人は愛川町田代の株式会社N、代表取締役Oさん、渡人は妻田西3丁目にお住まいのPさん及び及川にお住まいのQさんです。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、睦合西地区市民センターから300メートル以内の第3種農地です。

受人は、車両、重機及びその部品の輸出及び国内販売業務を行う法人で、厚木市内では及川や下川入で約5,000平方メートルの車両置場を利用していますが、国内外の中古車需要が高騰しており、車両を保管しきれないため、現在の置場から近い申請地を選定し、今回申請されました。

申請地の東側は畑及び国有地、西側は資材置場、南側は水路、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に幅約12メートルのコンクリート打ちにて2箇所設け、敷地内を転圧整地の上、砕石敷し、車両44台分の置場を建設する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側、西側及び北側に高さ25センチメートルから60センチメートルのコンクリートブロック若しくは高さ1.2メートルの独立基礎ネットフェンスを新設、南側に緑地帯及び50センチメートルの平場を設け、地先境界ブロックを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画

となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、敷地内に40トンの防火水槽を設置する計画となっております。

また、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続済みとなっております。

本案件につきましては、2,000平方メートルを超える農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、令和4年5月13日に、役員及び地元農業委員と事務局職員で現地確認を行っております。

また、農地転用に係る面積が3,000平方メートルを超える案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構に諮問し、その意見を聴かなければならないこととなっておりますことから、本定例総会において許可相当と決定された場合、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問することになり、許可相当と決定された際は、ネットワーク機構の意見書を添え、県に進達することになります。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<難波委員>

1番について、ゴルフ場中央の既存道路を区域西側に付け替えるとのことだが、計画地は、全てK株式会社が所有者となっているのか。また、ほかにも農地法の手続きを必要とする土地はあるのか。

<農地管理係主事>

ゴルフ場区域内の全ての土地がK株式会社の所有とはなっておりません。

また、本申請地以外の農地は存在しないため、農地法の手続きを必要とする土地はございません。

<難波委員>

わかりました。

もう1点、2番について、区域東側に国有地の道があるということだが、それは何か。

<農地管理係主事>

代理人に確認したところ、申請地の一部は登記地目が河川であったことから、以前は国が管理している河川があったのではないかという回答がありました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程7、議案第38号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第38号「新規就農者の認定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

申請人は、林2丁目にお住まいのRさんでございます。

Rさんは、厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第1号に規定する、JAあつぎ農業塾新規就農コースの全過程修了証書が交付されております。

本市出身で、多くの肥培管理農地や遊休農地を見てきており、解消に努めたいと感じたそうです。農家の方の手伝いをしていくなかで、野菜の成長や収穫の喜びを感じ、農家を目指そうと考え、JAあつぎ農業塾で技術を習得されました。

耕作予定地は、この後、議案第39号で御審議いただく、上荻野字上田尻13筆、合計面積4,414平方メートルの農地で、通作距離が約9キロメートル、車で20分でございます。

キュウリやナス、キャベツ、タマネギなどの栽培を予定しております。

また、新規就農者認定申請書から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条第1項第1号及び第2号に掲げる認定基準の要件全てを満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<難波委員>

説明のなかでは、野菜を栽培するとのことだったが、所有している農機具等の中に、田を耕作する農機具があるが、将来的には、田の耕作も行っていく予定はあるのか。

<都市農業支援担当主幹>

田の耕作も行っていく予定です。

<堀池会長>

農機具をたくさん持っておられるようだが、特に機械などの置場はあるのか。

<都市農業支援担当主幹>

上荻野地内の土地を借りて、置場とするようです。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第38号「新規就農者の認定」について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第38号「新規就農者の認定」については、原案のとおり認定されました。

続きまして、日程 8、議案第39号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

なお、本議案は24番までございますが、1番及び2番については、井上委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、井上委員の退出を求めます。

[井上委員退室]

<議長>

それでは、日程 8、議案第39号「農用地利用集積計画の決定」の1番及び2番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第39号「農用地利用集積計画の決定」の1番及び2番について、御説明申し上げます。

借人は、上依知にお住まいのSさんでございます。

対象となる農地は上依知字下屋敷1筆及び山際字六貫田1筆、地目はともに田、合計面積は1,734平方メートルです。

利用目的は水稲、3年間の使用貸借権で、更新設定でございます。

なお、1番及び2番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第39号「農用地利用集積計画の決定」の1番及び2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第39号「農用地利用集積計画の決定」の1番及び2番については、原案のとおり決定されました。

ここで、井上委員を入室させてください。

[井上委員入室]

<議長>

それでは、日程8、議案第39号「農用地利用集積計画の決定」の3番から24番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第39号「農用地利用集積計画の決定」の3番から24番について、御説明申し上げます。

3番から24番までの合計集積面積は、23,402平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が21件、41筆、22,418平方メートル、賃借権が1件、1筆、984平方メートルです。

地目別では、田が14件、32筆、15,371平方メートル、畑が8件、10筆、8,031平方メートルです。

利用目的別では、水稲が6件、普通畑、露地野菜、野菜15件、果樹1件です。

契約期間別では、3年間が21件、6年間1件、新規設定は14件、更新設定は8件でございます。

なお、3番から24番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<小澤委員>

17番と18番の法人だが、福島県で農業を営んでいるとのこと、福島県ではどのような農業を営んでいるのか。また、当該法人が三田や下川入の農地を利用するとのことだが、何をやっていく予定なのか。

<都市農業支援担当主幹>

17番及び18番の法人につきましては、福島県ではエゴマの栽培を行っており、三田や下川入の農地においては、当該法人、横浜支店の方がレモンなどの果樹栽培を行っていく予定となっております。

<小澤委員>

三田や下川入の農地を管理する方々は、単なる不動産屋ではないか。農業に関して知識や経験もない素人と見受けられる。農業責任者はどのような人なのか。

<都市農業支援担当主幹>

会社の役員ということは確認を取っておりますが、それ以上のことは確認できておりませんので、更に確認を取ります。

<小澤委員>

会社の役員が農地の耕作、栽培をやるのか。その会社は農地を買収するために創り上げた一時的な会社ではないのか。開発することを目的に、農地を買収していると考えられる。

関連する話にはなるが、近年、2人の外国人が農業法人をつくり、農地を購入したが、最初、農業用ハウスを建てたが、そのまま放置して雑草だらけの状態になってしまっている事例もある。

何でも認めてしまうと、そのような事例の二の舞になってしまうから、気を付けた方がいい。

<農地管理係主事>

17番及び18番の農業法人について、三田や棚沢の農地を耕作する方々は、現在、県外で農業研修を受けており、果樹の知識も得ているようです。

また、農地所有している法人につきましても、農地所有適格法人の要件を満たさなくなれば、法的にも農地を所有し続けていることは違法になり、耕作等ができる農業者等に管理を任せるなどしなくてはならないので、引き続き監視してまいります。

なお、今回は解除条件付きの利用権設定となっております。もし仮に、今後、農地法3条関係、所有権移転の申請を行う際には、更にしっかりと調査確認をしてみたいと思います。

<小澤委員>

このような案件は最初が肝心であり、話の入口部分でしっかりとやっていると、後戻りできず、取り返しがつかない状態になってしまったりもするので、しっかり指導や監視をしてもらいたい。

<難波委員>

解除条件付きとは、どのようなものなのか。

<都市農業支援担当主幹>

解除条件付きの利用権設定は、耕作をしっかりと行っているのか監視し、耕作を怠っている場合には、農業委員会から利用権設定の解除をすることができます。

<松前委員>

どのような場合に解除条件付きとするのか。

<都市農業支援担当主幹>

解除条件は、耕作に必要な農作業に常時従事していると認められない人や農地所有適格法人以外の法人に付されるものとなっております。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第39号「農用地利用集積計画の決定」の3番から24番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手多数]

<議長>

挙手多数。

よって、日程8、議案第39号「農用地利用集積計画の決定」の3番から24番については、原案のとおり決定されました。

続きまして、日程9、議案第40号『「令和5年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和5年度県度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」』についてを議題といたします。

始めに、本議案についての所管担当理事であります三橋農政担当理事から説明をお願いします。

#### <三橋農政担当理事>

ただいま、議題となりました議案第40号『「令和5年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和5年度県度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」』について御説明いたします。

この意見及び要望につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する意見、農林業施策及び予算に関する要望について、厚木市長に提出するものでございます。

6月25日に開催いたしました農政対策検討会で決定した意見及び要望の要領に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様から、農業生産力の増大、農業従事者の地位向上のため、最適化の推進に関する意見では「農地等利用最適化推進施策について」など3つの大項目、施策予算要望では「都市農業の振興策について」など2つの大項目について、意見、要望案をご提出いただきました。

先般8月10日に農政対策検討会を開催し、取りまとめを行ったものを本日議案として上程させていただきました。

詳細につきましては、事務局からの説明とさせていただきますが、よろしく御審議の程お願いいたします。

#### <議長>

三橋農政担当理事、ありがとうございました。

続けて、事務局の説明を求めます。

#### <専任主幹>

三橋担当理事から御説明いただきましたが、7月に農業委員、農地最適化推進委員の皆様にご意見・要望案の御提出をお願いしたところ、10人の委員さんから17件の意見・要望案をいただきました。

全体的内容につきましては、事前に資料を送付しておりますので割愛させていただきますが、8月10日に農政対策検討会において内容を御確認いただき、意見については10件、要望については13件をお取りまとめいただいたもののうち、御指摘いただいた箇所のみ説明させていただきます。

「最適化の推進に関する意見」の「Ⅱ 遊休農地の解消対策について」、「1 耕作放棄地対策について」の(1)は、下から2行目、「圧迫され始めている」を「圧迫されている」に修正いたしました。

「施策・予算要望」の「Ⅰ 都市農業の振興策について」、「1 都市農業の推進について」の(1)は、上から2行目、「圧迫している」を「圧迫されている」に修正いたしました。

「3 循環型農業の確立について」の(1)は、より具体的にという御意見がございましたので、「肥料の高騰、堆肥等有機肥料の見直し、企業、大学等と連携した研究」を加筆し、修正しております。

「Ⅱ 鳥獣及び外来生物被害の防止対策について」の(1)は、一番下の「除去」について、県の計画に合わせた表現に、という御意見をいただきました。確認したところ、「管理捕獲」という表現でしたので、修正しております。

最後に、「3 特定外来生物の被害対策について」の(1)は、全国的な問題であることを表示すべきとの御意見がございましたので、「西日本に定着後、関東への侵入が確認されている」旨加筆し、修正しております。

なお、ただいま説明させていただいた箇所は、三橋担当理事の御了解を得ておりますことを申し添えます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第40号『「令和5年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和5年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」』について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第40号『「令和5年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和5年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」』については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年厚木市農業委員会8月定例総会を閉会いたします。

令和4年8月25日

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---